3清清中発1095号 令和3年 3月 8日

清瀬市教育委員会 殿

学校名 清瀬市立清瀬中学校

校長名 小 池 雄 志 郎

## 令和4年度教育課程

このことについて、清瀬市立学校の管理運営に関する規則に基づき、特別支援学級(自閉症・ 情緒障害学級)の教育課程を下記のとおりお届けします。

記

## 1 教育目標

(1) 学校の教育目標及び育成を図る資質・能力

人間尊重を基本理念に国際的視野にたち、平和を愛する社会人の形成をめざして、「正しい判断力と粘りづよい実践力をもった生徒を育てる」「健やかな身体と豊かな情操をもった生徒を育てる」「高い知性とたくましい創造力をもった生徒を育てる」を具現するため、育成を目指す生徒の資質・能力をそれぞれ「前に踏み出す力」「チームで働く力」「考え抜く力」とし、令和4年度は「前に踏み出す力」の育成を重点に、全ての教育活動を通して実現を図る。

## (2) 特別支援学級の教育目標

全ての教育活動において、健康な心身と、考える力や社会性を伸ばし、自分の行動を自分で決定する力を育てる。目標達成のために、障害の状態を考慮し、そして将来、自立した社会生活を送ることができる力を育成する。個々の教育活動のねらいに即して、カリキュラム・マネジメントに基づいた体験的な学習活動を行い、将来に向けて自己理解を深め、正しい勤労観、職業観を育て、主体的に進路を選択することのできる生徒を育てる。通常の学級や地域との交流に重点を置き、苦手意識を克服できるよう段階的な取り組みで交流への意欲を向上させ、大きな集団への参加を目標とする。

- (3) 学校、学級の教育目標を達成するための基本方針
- ・生徒の障害特性を理解し、状態の把握を適切に行うとともに、障害特性に応じた配慮や指導を行う。交流及び共同学習の機会を積極的に設け、相互理解を進め、教科学習の拡充と社会性の育成に努める。
- ・生徒の学習状況や障害の特性等を踏まえ、障害の程度によりグループ編成を行い、生徒一人 一人への個別の配慮を行いながら指導の工夫を行う。
- ・キャリア教育を推進し、体験的な活動を通して、共に学び、認め合い、前掲の3つ資質・能力を向上させる。
- ・個別指導計画において、一人一人の実態等に応じた具体的な指導目標及び指導内容の明確化 を図る。感覚の過敏性等への配慮、視聴覚的な支援、固執への配慮等、指導上の工夫や環境 の設定等に留意し、情報共有しながら多面的にアプローチする。